

敗戦後の「青少年問題」への取り組み： 文部省の動向を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鳥居, 和代 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/27235

敗戦後の「青少年問題」への取り組み

—文部省の動向を中心として—

鳥居 和代

Measure and Design to solve “Juvenile Problems” in Japan after World War II : Focus on the Policy of the Minister of Education

Kazuyo TORII

はじめに

本研究は、敗戦後の文部省を中心とした青少年の「不良化」防止に関する諸施策の展開を、その他の関係機関など周辺の動向を踏まえつつ検討するものである。具体的には、戦後教育改革を担った教育刷新委員会の審議や、文部省以外の関係官庁、GHQの動向なども押さえ、戦後初期の文部省による「青少年問題」¹対策の性格と位置を明らかにすることを課題とする。

戦後教育改革や占領期教育史に関する研究の蓄積は少なくない。しかし、教育基本法や6・3制をはじめ、教育の理念や学校制度改革にかかわる研究に比して、青少年を取り巻く社会・生活・文化とのかかわりの中で生じた教育の諸問題を扱った研究²は、国家レベルの政策史に限ってみても、進捗しているとは言いがたい³。とくに本研究が対象とする青少年の逸脱行動といった「青少年問題」に対する政府の施策については、社会教育の分野において政策の経緯のあらましが述べられる以外に研究の進展はみられない⁴。隣接領域の先行研究に目をやれば、少年司法制度改革や少年犯罪・「非行」対策といった治安当局の取り組みに焦点を当てたものが主である⁵。敗戦後の「青少年問題」への対応を文部省の役割にも注目し、青少年の教育・文化問題をめぐっていかなる構想があったのかを含めて明らかにしていく必要があると考える。

そこで本研究が対象とするのは、1949年6月

に内閣官房に「青少年問題対策協議会」が設置されたのを皮切りに、政府のいわゆる青少年対策が始動する以前から、文部省が早期に着手していた青少年不良化防止問題への取り組みとその後の展開である。青少年社会教育に関する従来の研究は、1949年頃を「青少年問題」に対する政府施策の転換期とみて、「教育」に代わる「健全育成」や「対策」の登場と意味づけるか⁶、その後の施策を青少年社会教育と青少年対策との混同、あるいは後者による前者の侵食過程として捉えてきた⁷。しかし、敗戦直後からの文部省の（をめぐる）動向に着目すれば、青少年不良化防止のための「対策」はすでに敗戦直後から進められていたのであり、こうした動きを「(青少年)対策」と対置される「(青少年)教育」として一律に論じることには無理が生じるように思われる。「本来、教育と『対策』とは質を異にする」⁸という指摘はもつともであるとしても、まず必要なのは、戦後初期にみられたさまざまな「青少年問題」に関する政策構想の性格とその展開のありようを、「教育」か「対策」かのどちらかの言葉で説明して終わることなく解明していくことであろう。

本研究では、敗戦後の青少年不良化防止問題を中心とした「青少年問題」への取り組みを、とりわけ教育・文化行政を担当する政府機関としての文部省の施策がどのようなものとして構想され、また実際にどのような位置を占めてい

たのかに焦点を当てて考察することにした。

1. 敗戦後の文部省による青少年不良化防止対策

(1) 「青少年不良化防止対策要綱」

文部省は1946年10月7日、文部次官名により各地方長官宛に「青少年不良化防止について」⁹を通牒、別記「青少年不良化防止対策要綱」の実施を指示した。「終戦後思想の混迷、経済生活の逼迫に伴い最近青少年の犯罪が激増し、しかも悪性の度を加へつつあることは、極めて憂慮すべき問題」だとして、「青少年不良化防止対策要綱」の趣旨により地方の実情に即して対策の徹底を図ろうとしたのである。本要綱では、単に「不良行為の取締」に終始することなく、青少年が「自主的」に問題解決できるよう働きかけ、各々の生活集団が「出来る限り青少年の立場に立つて」方途を講ずることが求められた。学校、家庭、職場、地域等における「実施事項」では、青少年の「自主的」「自治的」な活動や相互啓発に力点が置かれているのが着目される。

文部省の「青少年不良化防止対策要綱」が出された頃は、青少年を含む「不良徒輩」に対する警察の取締り強化の只中であつた¹⁰。そうしたなかで、文部省が青少年の「自主性」を掲げて直接的な統制の手段をとらなかつたのは、治安当局の対応とは明らかに一線を画していた。それだけに「青少年不良化防止対策要綱」の決定は、他方でこのとき文部省が青少年犯罪・不良化問題に実際上立ち入る術をほとんど持っていなかったことの裏返しでもあつたとみられる。

(2) 「『児童愛護班』結成活動要綱」

続いて1946年10月19日に文部省は、社会教育局長名で「『児童愛護班』結成活動に関する件」¹¹を各地方長官宛、師範学校長および女子専門学校長宛に通牒し、「青少年不良化防止対策の一助」として「『児童愛護班』結成活動要綱」による方策を指示した。都市（なかでも戦災都市）において教育者や民間篤志家、とくに師範学校、女子専門学校生徒の「自発的な奮起」によって、

一班3～5名の「児童愛護班」を結成し、休日を利用して子どもの遊び場である公園、運動場、盛り場、街頭等において講話、音楽、遊戯等を通じた校外指導を促すものであつた。戦時下に「人的資源の保護・育成」という国策の視点から従来の「児童保護」に取って代わることとなつた「児童愛護」¹²という言葉を敗戦後にそのまま用いていることからすれば、先の「青少年不良化防止対策要綱」において青少年の「自主」「自治」が謳われたところで、文部省の「児童」観にさほど大きな変容があつたようには思われない。

「『児童愛護班』結成活動要綱」の「方針」には、活動の実施にあたって師範学校、女子専門学校生徒有志の「奉仕的熱意」と、国民学校教師団、青少年団、婦人会、保姆託児所関係者、宗教家等の「理解或は奉仕的援助」への期待が示されていた。民間の熱意や努力なくしては、児童愛護班活動が成り立たないのは文部省も承知のことであつた。経費については「成るべく道府県及び市当局に於て必要額を負担する」こととし、文部省からの予算措置はなかつた。

敗戦直後、青少年不良化防止の援助策として文部省が対応できたことといえば、学生や社会教育関係諸団体によるボランティアな活動を鼓舞することであつたといえる。

(3) 青少年教護委員会の活動

1947年5月9日、文部省内に「青少年教護委員会」が設置された¹³。青少年教護委員会の目的は「青少年の不良化防止並びに教護に関し必要な事項を調査審議し、これに関する具体的方策の企画実施に努め、政府の諮問に応じ又は進んで政府に建議すること」にあつた（「青少年教護委員会規程」¹⁴第1条）。委員会発足当初とみられるメンバー25名の顔ぶれは図表1のとおりである¹⁵。委員長は内村鑑三の一人息子で精神医学者の内村祐之であつた¹⁶。委員構成をみると、教育界のみならず司法・検察、厚生、福祉、文化、宗教（仏教、プロテスタント）関係者など多方面にわたる民間の有識者や実務者が

委員の大半を占めていることがわかる。学校関係者としては大学教員のほかに、中等学校長として女性委員の前田若尾や公立小学校の一教諭であった金沢嘉市がメンバーに加わっているのが注目される。

青少年教護委員会が文部大臣の諮問に応じて答申を出した形跡はない。一方、1947年から49年初頭にかけて①「青少年研究所設立に関する建議」(47年8月30日)¹⁷、②「青少年教護対策に関する建議」(48年4月26日)¹⁸、③「浮浪児対策に関する建議」(49年2月12日)¹⁹を文部大臣に提出している。たとえば②の理由書には、青少年の不良化は「教育の根本に触れる大きな問題」であるにもかかわらず「従来文部省は之を重大に取扱わなかつたかの感がある」

として、青少年不良化の問題に対する文部省の消極性への批判が含意されていた。また①において、青少年・児童の「総合的な科学研究」を行うことを目的とした青少年研究所は「内閣所轄」が望ましいとしながらも、「暫定的に文部省所轄」とする案が出されているのも、文部省に当該問題への主要な役割を担わせる意図があったと考えられる。文部省に進んで意見するような比較的闊達な空気が青少年教護委員会に確保されていたことをうかがわせる。と同時に、このような建議がなされなければならなかったこと自体、46年10月の段階で文部省が着手した青少年不良化防止対策が不徹底と受け止められていたことの表れであった。

図表1 青少年教護委員会委員名簿

氏名	現職
内村祐之	東京帝国大学教授(医学部)、松沢病院長、脳研究所主任
団藤重光	東京帝国大学助教授(法学部)
海後宗臣	東京帝国大学助教授(文学部)
田中寛一	東京文理科大学名誉教授
瀬尾義秀	専修大学講師、東京女子医学専門学校教授
波多野完治	法政大学講師
植松正	東京控訴院検事、東京帝国大学講師、法政大学講師、前台北帝国大学教授
菊地甚一	東京刑事地方裁判所嘱託、精神衛生学会主幹
島田正蔵	萩山実務学校長(萩山学園長)
前田若尾	洗足高等女学校長
金沢嘉市	東京都愛高小学校教諭
山下俊郎	愛育研究所教養部長
霜田静志	井荻児童研究所長、主婦之友社教育相談部嘱託
小崎道雄	日本基督教団議長、日本基督教団法人雲南坂教会牧師
里見達雄	日本宗教連盟理事、浄土宗宗務総長
田中確一	財団法人日本青年館常務理事
永田進	財団法人学徒援護会教養課長
佐木秋夫	日本紙芝居協会常務理事
徳永恕	財団法人二葉保育園長
配島央二	日本映画教育協会主務
寺中作雄	文部省社会教育局社会教育課長
阪元彦太郎	文部省学校教育局青年教育課長
大田周夫	文部省体育局厚生課長
小和田武紀	文部省視察官
川田正斎	文部事務官

2. 敗戦後の文部省をめぐる治安政策構想

文部省が敗戦直後から青少年不良化防止や青少年教護の対策を独自に講じる一方で、同じ頃、日本政府やGHQにおいて、治安政策における文部省の機能を強化しようとする動きがあった。

(1) 治安閣僚懇談会の風俗対策構想

文部次官通牒「青少年不良化防止について」が出された翌日の1946年10月8日、内務・司法・厚生各大臣、内閣書記官長、内閣副書記官長、検事総長、東京地方検事正、警視總監、終戦連絡中央事務局総務部長、内務省警保局長、内務省調査部長、司法省刑事局長らにより構成された治安閣僚懇談会において「**極秘**」風俗対策要綱がまとめられた²⁰。本要綱では、「風俗を害する虞れ」のある新聞紙、出版物、映画、演劇等について「適正な取締」を行い「健全」な文化の発達を図るため、中央と各都道府県に「風俗委員会」を設け、中央風俗委員会は文部大臣が管理するという「風俗委員会法（仮称）」の制定が計画されていた。文部省を元締めとする風俗・文化統制が企図されていたのである。都道府県風俗委員会は、問題とされた文化財の発売、頒布、上映、演出等を一時「制限」「禁止」する権限を持ち、別案では第三者の申出の有無にかかわらず「差止め」「制限」を「勧告」し、一般にこれを「公表」する措置をとることが考えられていた。

戦時下の抑圧された欲望が捌け口を求めて氾濫し奔流した時代の象徴として「カストリ雑誌」と呼ばれる娯楽雑誌がおびただしく発生したように²¹、敗戦直後の秩序の混乱、思想・表現の自由の抑圧からの解放という状況を前に、政府の治安担当者にとって既存の枠を超えた言論や文化の創造への模索と試みは脅威でさえあったのである。結局、「風俗委員会」構想は頓挫したとみられるが、こうした敗戦直後の風俗対策の動向は、いわゆる「低級」「低俗」な文化財が青少年に及ぼす悪影響への懸念を背景とした青少年不良化防止対策との関連において注目しておいてよい。

(2) GHQ民間諜報局公安課の「中央青少年犯罪者予防更生委員会」構想

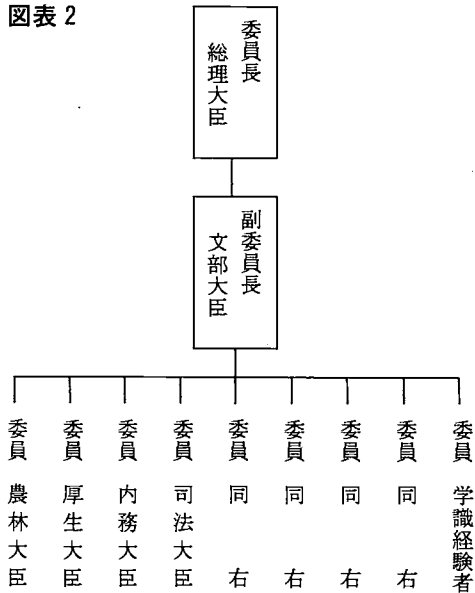
日本の治安政策における文部省の機能強化は、GHQの民間諜報局(Civil Intelligence Section, 以下CISと略)の発想の中にもあった。

司法省は敗戦後まもなく、司法保護事業法(1939年制定)の改正作業に着手した²²。司法保護事業法は、刑の執行猶予・執行停止中・執行免除の者、仮出獄者、少年法による保護処分を受けた者などに対し、再犯を防止して「進シテ臣民ノ本分ヲ恪守セシムル為」、性格陶冶、生業助成等を行う「保護」制度を定めた法律であった(第1・2条)。新憲法との関係でこの法律の改正が必至となったのである。司法大臣官房保護課は47年1月13日、試案を経て「司法保護事業法改正草案」を取りまとめ、2月10日、GHQのCIS公安課(Public Safety Division, PSD)に同草案を提出した。そして約2ヵ月後の4月12日、CIS公安課の行刑部(Prison Branch)から司法保護事業法改正草案に対する“First Suggestions”として修正意見書が出された²³。

注目すべきは、CIS公安課による司法保護事業法改正草案に対する修正意見において「中央青少年犯罪者予防更生委員会」(National Youth Offenders Prevention and Rehabilitation Service Board, NYOPARS)を設置する案が示されたことである。CIS公安課の案では、内閣レベルで青少年と成人の2系列の中央委員会を作り、地方にも同様の委員会を置き、青少年および成人の犯罪や不良行為の予防事業を行うというものであった。そのうち中央青少年犯罪者予防更生委員会は、現職の司法大臣、内務大臣、厚生大臣および農林大臣、その他5名の学識経験者をもって構成し(第6条)、青少年の犯罪者予防更生事業を管理運営する一般規則・実施細則の制定、関係人の召還、書類の徴取、宣誓および証言をすべき旨の要求、裁判所、内閣総理大臣および各省大臣、官公庁に対する照会などの権能や職務を有するものとされた(第12条、第13条)。青少年と成人の中央委員会の主な違いは、

成人については司法大臣を副委員長 (vice-chairman) としていたのに対し、青少年については文部大臣を副委員長としていたことである (第6条)。つまり、関係各大臣よりも文部大臣が上位に位置づけられ、青少年に対する治安政策において教育・文化行政担当機関の役割を重視する構想になっていたのである (図表2)²⁴。

図表 2



中央青少年犯罪者予防更生委員会

このように1946年から47年にかけて、文部省を治安部門に積極的に組み入れようとする思惑が文部省の周囲において底流していた。なかでもCIS公安課による中央青少年犯罪者予防更生委員会の構想は、やがて文部省側の青少年不良化防止問題への姿勢にも反映することとなる。

3. 教育刷新委員会における青少年不良化防止問題に関する審議と文部省のかかわり

(1) 第7特別委員会 (社会教育に関する事項) における審議過程

教育刷新委員会において社会教育に関する事項の審査を担当した第7特別委員会は、1948年5月から8月にかけて青少年不良化防止問題に関する討議を行った²⁵。ただし、文部当局者から青少年不良化防止の取り組みの報告を受け、そこから議論の取っ掛かりを掴んでポイントを絞っていった感が強い。たとえば第26回会議では、かつて東京少年審判所審判官や少年院長などを務め、司法畑を長く歩んできた前田偉男 (社会教育局社会教育課事務官)²⁶ が文部省係官として出席、1946年10月の文部省通牒や青少年教護委員会の建議について説明している (特7-26: 202-203)。続く第27回、第28回会議でも、文部省視学官や文部省係官らが質疑に応じ、それをもとに青少年不良化防止に関連した話し合いが行われ (特7-27: 212-222)、また青少年犯罪の情勢、GHQの意向、青少年教護委員会の概要、児童愛護班や子供会の活動状況等に関する文部省係官の報告を受けつつ討議が進められているのである (特7-28: 224-233)。

文部当局が青少年の不良化問題への対応を青少年社会教育の重要な課題と認識していたことは、第7特別委員会の第28回会議 (1948年7月16日開催) における文部省係官²⁷の次のような発言に端的に表れている。係官は、青少年教護委員会から「法務庁並びに厚生省などと緊密な連絡を取って、文部省がもっと積極的に活動して欲しい」というような建議事項があったこと、さらに中央青少年犯罪者予防更生委員会の構想に触れ、「GHQ方面の強力な意見として、文部省が中心になってやらなければならない」というようなことを漏れ聴いておるのでありますが、そういう意味で文部省がこの青少年の不良化という問題について、将来もっと根本的に深刻に考えて退治しなければならぬ問題じゃないか」と述べている (特7-28: 225)。文部省とりわけ社会教育局が中心となって、青少年不良化防止のために意欲的に取り組んでいく意向を率直に表したものであった。このような文部当局の積極姿勢は、第7特別委員会の中間報告「青

少年社会教育の振興について」の内容に少なからず影響を与えることになった。

第75回総会に提出された中間報告「青少年社会教育の振興について」の全文を図表3の左列に挙げた(太字は引用者による)。前文では、青少年団体の指導育成のほか「青少年犯罪の増加と悪性の情勢」に照らして青少年社会教育の振興の必要性が説かれている。とくに「四」において、学校内外や社会における青少年不良化防止のための善処策として7つもの実施項目が設けられているのが特徴的である。青少年の社会教育そのものを不良化防止の手段とするような傾向を強くもっていたことは否定できなかった。総会の審議ではまさにこの点が議論となった²⁸。「これは何か全体が不良化防止に余り重きを置かれておるような気がいたします」「社会生活の訓練のために青少年のいろいろな施設が必要であり、指導者養成も必要であるという意味、積極的のものを強く現して頂きたい(佐野利器)、「主としてこれは悪化の方を防止するということが主になっておる(南原繁)などの意見が複数の委員から出されたのである(総75:217-218)。

こうして第75回総会では中間報告「青少年社会教育の振興について」に対し、もう少し積極面のことがらを入れて「四」の羅列してある内容を整理すること(総75:218、222)などの修正が求められた。これを受けて、第7特別委員会は中間報告の内容を修正・審議し(特7-30:249-257)、次の第76回総会に改めて提出した。その全文は図表3の右列に示したとおりである。

中間報告でネックになっていた青少年不良化防止のための方策は最後の「八」の項目に縮小整理され、新制高等学校の不備による青年講座や社会学級青年部等の附設などが新たな項目に加わっている。この修正された報告は1948年8月13日、第76回総会でそのまま採択された。「青少年社会教育の振興について」は、文部省の政策的要請が半ば骨抜きにされるかたちで、青少年のより積極的な育成指導をめざす方向で

手直しされ、議決されることとなったのである。

そもそも文部省の積極姿勢の背後には「GHQ 方面の強力な意見」として CIS 公安課の中央青少年犯罪者予防更生委員会の計画があった。よって CIS 公安課の提案がどうなったのかを説明しておかなければならないだろう。実は、第7特別委員会の第28回会議において前述のように文部省係官が中央青少年犯罪者予防更生委員会について言及した1948年7月の時点で、青少年の犯罪者予防更生事業における文部省の位置づけはすでに後退していた。このことは同年6月11日に未提出・廃案となった「犯罪者予防更生法案」²⁹の条文をみれば明らかとなる。同法案は「中央少年保護委員会(中央少年委員会)」の組織について、内閣総理大臣を委員長とし、副委員長には文部大臣ではなく成人と同様、法務総裁の職にある者を充てると規定していたのである(第11条第5項)。結果として廃案になったものの、委員構成自体は10月1日閣議決定「犯罪者予防更生法案要綱」³⁰に引き継がれた。最終的に49年5月31日に公布された犯罪者予防更生法では、犯罪者の改善・更生という再犯予防を主たる目的に、法務庁の外局として「中央更生保護委員会」を置き、地方には少年と成人の更生保護委員会をそれぞれ置くこととなった。中央の委員会については、青少年と成人の2系列の組織を一本化して、内閣の管理下から法務庁の外局へと変更、閣僚を含まない委員で構成されることとなる。

教育刷新委員会において文部省は、青少年不良化防止にあたって自らの役割を強調したが、その追い風となる CIS 公安課の案は結局実現には至らなかったのである。

(2) 第11特別委員会(文化問題に関する事項)における審議過程

青少年不良化防止問題に関連して、文化問題に関する事項の審査を担当した第11特別委員会における審議にも触れておきたい。留意すべきは、文部省社会教育局文化課の試案を叩き台に1948年7月から10月にかけて第11特別委員

図表3 中間報告および総会採択「青少年社会教育の振興について」対照表

教育刷新委員会第7特別委員会中間報告(1948.7.30) ※1	教育刷新委員会第76回総会提出・採択(1948.8.13) ※2
<p>新日本建設のために、次の時代を双肩に担うべき青少年の健全な育成を図ることは、何ものにもまして重要な仕事である。一般的には、青少年は、漸次健全な方向をたどりつゝあるようであるが、青少年団体の組織、経営、活動については、なお指導、育成を要する点が少なく、また一面において、最近青少年犯罪の増加と悪性化の情勢にかんがみ、現下、特にその振興を図る要があるものと認める。よつて、文部省は、青少年に対する社会教育につき、急速に左の諸点に関し、善処せられるよう要望する。</p> <p>一、政府は現下青少年に対する社会教育の重要性にかんがみ、青少年社会教育主管の部局を設置し、青少年指導者の養成その他青少年教育振興に必要な事項を所管させること。</p> <p>二、青少年犯罪者の大多数が、六・三制義務教育の対象者である点にかんがみ、文部省においては、一層青少年教護に関する研究、調査につとめ、青少年の校外における指導を徹底し、学校、家庭その他の関係機関との密接な連絡の下に、教護方策の強力な推進を図ること。この点に関しては、さきに青少年教護委員会委員長より文部大臣に提出せられた「青少年研究所設立に関する建議」の趣旨の実現に努められることを要望する。</p> <p>三、青少年教育指導者の養成に努め、適当な施設を講じて青少年教育指導者に対する研さんの機会を提供すること。</p> <p>四、青少年不良化防止に関して、特に左の諸点につき、その実施に努めること。</p> <p>1、学校においては、教育施設の充実を図り、教職員の教護に関する理解を深くし、生徒、児童の個性並びに青少年の心理発達段階に対応し、適当な指導を行うこと。</p> <p>2、P・T・Aの組織の整備とその活ばつな運用を図り、学校と家庭とが表裏一体となり、教育の内容充実を期するとともに、不良化した生徒、児童の早期発見に努め、早期保護の徹底を期すること。</p> <p>3、児童愛護班、緑蔭子供会等の組織と活動とを援助することに努め、青年による児童指導活動を活ばつにし、青少年の余暇善用に努めること。</p> <p>4、児童遊園地、児童会館、公民館児童部、児童図書館等の充実を図り、スポーツ、リクリエーションの普及、利用により、児童心身の健全な発達を期すること。</p> <p>5、スポーツ、音楽等の適正な指導を行い、その場所、用器用具等の整備、配給につき援助するとともに、その指導者の養成、配置に遺憾がないよう努めること。</p> <p>6、青少年に対する悪質文化材の排除に努め、優良文化材の供給につき特別な方策を講じ、特に読み物、娯楽等に関する資料の配給等につき適当な措置を講じること。</p> <p>7、青年団体の団員が、子供会その他年少者の団体を育成、善導する氣運を助長し、之に対して奨励の方途を講じること。</p>	<p>青少年は、次の時代を双肩にならうべきもので、その育成指導につき一層重大な関心を示すべきものと認められるから、政府は左の諸点につき善処せられるよう要望する。</p> <p>一、青少年の教育につき官民各機関の相互連絡を密にし、青少年教育指導者の養成、青少年教育施設の拡充に努めること。</p> <p>二、新制高等学校は、全日制及び定時制を合せて、なお中学校の全卒業者を収容するに足らず、又通信教育生にもその定員に制限がある。この現状にかんがみ未だ高等学校を設置せられていない町村の小学校、中学校又は公民館に十五才位より二十才前後の青少年の補充的教育機関として、定期の青年講座又は社会学級青年部等を附設し、学籍なき青少年に健全娯楽を与えると共に、実生活に即した教育の機会を提供すること。</p> <p>三、青少年問題に関する根本的な総合研究を行い、青少年の教育の振興を図るため速かに青少年研究所(仮称)を設置すること。</p> <p>四、青少年指導者の養成に努め、各地に適当な施設を講じて青少年指導者に対する研鑽の機会を提供すること。</p> <p>五、青少年の自主的組織による相互修養、相互研究の奨励、青少年の実態調査の実施、適切な指導資料の作成、配布等により青少年団体の健全な発達を図ること。</p> <p>六、市町村、学校等に校外における青少年の指導を担当する社会教育専任教員を設置し、青少年の校外における指導の徹底を図ると共に、年長者の年少者に対する愛護活動の促進、児童愛護班組織の整備を図ること。</p> <p>七、青少年教育振興のため、学校と社会との連携を密にし、学校をして名実共に社会の学校たらしめるよう教職員並びに父兄の社会教育に対する関心を強めること。</p> <p>八、青少年特に学徒の不良化防止のため青少年教護に関する調査、研究、教育施設の充実、教育態度の改善、父母と先生の会の組織の整備とその活ばつな運用、スポーツ、娯楽等に関する適切な指導、低俗文化材の排除と優良文化材の供給等各般にわたる社会教育振興の方策を実現すること。</p>

※1 「教育刷新委員会総会配布資料 第71回～第79回」(国立公文書館所蔵、3D-12・平2文部1353)所収。

※2 「公文類聚」第七十三編、卷百二十三、昭和二十三年、学事全・教育刷新委員会委員長報告(国立公文書館所蔵、2A・28-2・類3287)所収。

会で審査され、第81回総会で採択となる「所謂低俗文化の排除について」である。

1948年7月16日に開催された第11特別委員会の第21回会議では、文部省社会教育局文化課長の小林行雄から2種類の印刷物が配布された³¹。一つが「思想表現の自由とその濫用について」、もう一つが「所謂低級文化の排除について（試案）」である。前者は、新憲法に定める思想や表現の自由の「濫用」に対する制限は最小限度に止まらなければならない、「基本的人権尊重の原則から考えて政府は所謂低俗文化に対しても法律に基かない行政的取締等の直接的強制的禁圧手段をとるべきではない」との文部省の考えを示したものであった（特11-21：485）。新憲法に反するとして、出版や興行等に対してストレートに行政措置を講じることには慎重にならざるを得なかったのである。この考えに基づいて後者の試案が作成されたことになる。

文化課作成の「所謂低級文化の排除について（試案）」に対し、第11特別委員会では「低俗（低級）文化」とは何であり、それはどこまでをいうのかが繰り返し問われた（特11-21：487-488、特11-22：495、特11-24：501）。他方、文部当局の提案を受けて「低俗文化」に対して刑法の適用を厳重にすることなども検討された（特11-24：501）。これらの討議を踏まえて、文部当局は中間報告（案）「所謂低俗文化の排除について」をまとめ、改めて第11特別委員会に諮った（特11-25：507-510）。中間報告（案）は若干の文言修正のうえ、第81回総会に提出された。

中間報告「所謂低俗文化の排除について」³²は、「低俗文化」排除の問題は「本来国民大衆の良識に俟つべきもの」としつつも、「国民殊に青少年児童等に及ぼす悪影響に鑑み」、①関係者の自粛運動の促進、②世論の喚起、③「健全高尚」な出版物・興行等の普及発展運動の援助、④都市計画的な方法による興行場等の影響の制限、⑤「低俗出版物」に対する用紙割当停止等の措置、⑥刑法の厳重な適用と処罰および追徴金の徴収

等の徹底化、⑦「低俗文化」「わいせつ」出版興行等の限界を判断・指導するための機関と「健全高尚」な出版興行等の価値づけ・奨励のための機関の設置といった方策を掲げていた。項目の⑥⑦は、第11特別委員会が「試案」を審議するなかで出された議論を踏まえ、新たに追加された項目である。ちなみに、明記はないものの、⑦にある「低俗文化」「わいせつ」出版興行等の限界を判断・指導するための機関は「検察庁あたり」で、「健全高尚」な出版興行等の価値づけ・奨励のための機関は「文部省等」で持てるだろうというのが文部当局の見込みであった点に注意しておきたい（特11-25：509）。

確かに⑦では「低俗」「わいせつ」の範囲を限定付けるための一定の考慮がなされている。しかし、本来これらが曖昧な概念である以上、刑法の適用を恣意的に強化することで規制の対象が拡大される事態を免れるわけではなかった。この点、第11特別委員会が⑥において刑法による取締りの徹底を同時に認めたことは、「低俗文化」の限界の線引きが難しいことを一方で認識していながら、他方でその不確かであるはずの「低俗」「わいせつ」文化財の排除には容赦しないという矛盾を孕んだ決定でもあった。

第81回総会の場合では、中間報告について活発な議論は行われず、1948年10月22日、「所謂低俗文化の排除について」が決議された（総81：295-297）。日本国憲法公布前には「**極秘**」風俗対策要綱のように、文部大臣管理の中央風俗委員会を中心とした行政的取締りが企図されていた。しかしこの時点では、「低俗文化」概念の曖昧さ、刑法による取締り強化の支持といった問題を残しつつも、文部省による文化方面への直接的な干渉はともかくも否定された。文部省がもはや風俗・文化統制を行う機関としては力弱い存在となっていたことがうかがわれるのである。

以上の教育刷新委員会の審議過程において浮き彫りとなったように、文部省は青少年の不良化防止に関わって、社会教育や文化の領域に容

易に踏み込める立場にはなかったのである。

4. 政府の「青少年問題」対策と文部省の位置

1949年4月14日、第5回国会衆議院本会議において「青少年犯罪防止に関する決議」が、続く5月20日には参議院本会議において「青少年の不良化防止に関する決議」が可決成立した³³。「青少年犯罪防止に関する決議」では、政府各機関の連絡協調のための適切な機関の設置と総合的具體施策の樹立が実施すべき施策の筆頭に掲げられた。青少年の福祉施策の確立に重点を置いた「青少年の不良化防止に関する決議」においても、各種関係法制施行にあたって適切な調整を図り、「主管行政の独善的弊害」を排することなどが求められた。関係各省庁が提携協力して、政府全体の問題として青少年犯罪・不良化防止問題に統一的に取り組むべきことが課題とされた。

衆参両院の決議に即応して、政府は1949年6月14日、「青少年問題対策協議会設置に関する件」³⁴を閣議決定し、「青少年問題対策協議会要綱」に基づき、内閣官房に「青少年問題対策協議会」（50年4月「中央青少年問題協議会」に改組）を設置した。個々の省庁の枠を超えて「青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策を樹立し、その適正な実施を図るため」の中央機関が生まれたのである。委員構成は、関係省庁の代表者11名と民間有識者5名であった。政府はこれ以降、文部省を含む関係省庁の連絡調整を図りながら「青少年問題」対策を進めていくことになる。

それでは、政府において青少年犯罪・不良化防止問題を発端とする「青少年問題」対策が展開される過程で、文部省を中心とした取り組みとその位置づけはどのようであったのだろうか。1950年代に至るまでのいくつかの動向に着目して検討してみたい。

まず、厚生省による青少年指導不良化対策との関係である。第5回国会衆議院本会議で「青少年犯罪防止に関する決議」が可決されてまも

なく、1949年4月28日に厚生大臣請議「青少年指導不良化防止対策に関する件」³⁵が閣議決定された。別紙「青少年指導不良化対策基本要綱」は、児童福祉法に定める中央・都道府県・市（区）町村の「児童福祉審議会」の機能を活用して、関係諸機関の緊密な連絡のもとに対策の実施にあたるという方針であった。ただし本要綱が決定された時点では、児童福祉法上に「児童福祉審議会」という名称の組織はなく、同年6月15日公布の「児童福祉法の一部を改正する法律」（第3次改正）をもって、従来の「児童福祉委員会」を改称して「児童福祉審議会」が規定されることとなる。

「青少年指導不良化対策基本要綱」において見逃せないのは、青少年のための映画読物等各種文化財の「質的向上」「純潔化」を図るため、児童福祉審議会による文化財の推薦・勸告制度（児童福祉法第3次改正において制度化）の活用が実施事項に挙げられたことである。前年の教育刷新委員会総会決議「所謂低俗文化の排除について」（1948年10月）では、「健全高尚な出版興行等についてその価値づけを行いこれを奨励するための機関」を文部省に置くことが想定されていた。しかし、文化財の価値づけ・奨励の役割は、主に児童福祉法のもとで児童福祉審議会が担うこととなったのである。ここにおいて文部省の役割はより限定的なものになったといえるだろう。

もともと、文部省は文化財の問題について何ら対応しなかったわけではない。社会教育局は1950年代初めには「紙芝居対策について」（50年9月4日、都道府県教育委員会宛）、「青少年不良化に影響ある映画に関する対策について」

（51年1月3日、都道府県教育委員会、日本映画連合会、映画倫理規定管理委員会宛）を通達³⁶、紙芝居や映画に関する各都道府県・関係方面の具体策や実情等について調査報告を依頼している。双方とも青少年不良化防止対策の一環として社会教育審議会の青少年教護分科審議会³⁷が検討・具申した同件名の建議が参考資料と

して送付された。これらの建議は、紙芝居業者や映画製作者の「自主的改善」「良識」の促進を原則としていたのであり、文部当局の紙芝居・映画対策の方針もまたこのようなものだったのである。

さらに、1946年10月に結成が促された児童愛護班に関する施策にも触れておく必要がある。文部省社会教育局は49年7月11日、各都道府県教育委員会宛に「児童愛護班結成活動について」³⁸を発した。本通達には参考として、青少年教護委員会の「青少年教護対策に関する建議」中、児童愛護班に関する事項がそのまま添付され、班活動の改善について留意点が示された。とはいえ、経費不足と資材不足による活動の困難が予測されるなか、従来の取り組みの延長として児童愛護班活動の活発化を求めるにとどまっている。文部省は51年8月31日には、社会教育局長名で関係都道府県教育委員会に対し「昭和二十六年度模範児童愛護班結成について」³⁹を通達、文部省の方針に沿った「模範」児童愛護班を選定し、一般の班活動の発展に寄与させることを目的に初めて予算措置を講じた。しかしこれ以後はとくに目ぼしい方策はとられていない。

そもそも政府の「青少年問題」対策それ自体が不振であったうえに、政府各機関のなかで文部省の位置づけがそれほど大きなものでなかったことは、かつて教育刷新委員会の場で青少年不良化防止問題への関心を隠さなかった社会教育課の前田偉男の論稿「不良化対策はなぜ振るわないか」⁴⁰から看取できる。前田は政府の施策が「極めてみじめな進行を示している」とし、「こんなことで今後に来るものを考えるときまことに寒心に堪えない」などと厳しい口調で論じている。

興味深いのは、文部当局者の立場にありながら、前田がこの論稿の中で文部省を中心とした施策の現状や展望についてほとんど言及していないことである。前田が論じていることの大半は、法務府と厚生省にかかわる青少年不良化防

止対策の課題であった。唯一、文部省に関係することがらとして前田が力説していたのが、1947年8月の青少年教護委員会の建議以来、政府にたびたび要請されてきた「青少年研究所」の設立問題であった。しかし、「青少年研究所の設立を強く叫ぶ」「青少年研究所の設立に関して人一倍熱狂する」といった前田の思い入れとは裏腹に、青少年研究所の設立は多年にわたって実現することはなかったのである。

おわりに

敗戦後の青少年犯罪の「激増」という現象を憂慮すべき事態と捉えた文部省は、1946年10月の時点で青少年不良化防止対策に乗り出した。文部省のスタンスは、学校内外において青少年の自覚に訴える指導を求めつつ、児童愛護班活動のように民間の力に頼ることで目下の情勢に対処しようとするものであった。このことは、大人から子どもまで敗戦後の社会を生きる人々のエネルギーに文部省が全面的に期待して、あえて統制色の強い施策をとらなかったことを必ずしも意味するとは限らない。むしろ、戦前のように諸々の社会教育関係団体を活用して強力に統制的指導を行う余地を持っていなかった文部省にとって、青少年不良化防止のための施策を遂行しようにもままならない状況だったと考えられる。もちろん、青少年不良化防止問題に関心を示していた以上、青少年教護委員会を省内に設置し、当該問題にどのように対峙して具体策を講じるかを文部省は探っていくことになる。

他方、1946、47年の段階で、文部省の外からの要請で、青少年の犯罪防止や青少年を取り巻く文化問題に関連して文部省の治安機能を強める政策構想があったことも看過できない。治安閣僚懇談会の「風俗委員会」案、CIS 公安課の「中央青少年犯罪者予防更生委員会」案がそれである。いずれも構想レベルに終わるとはいえ、こうした文部省をも巻き込んだ治安政策の動向は、48年5月から10月の教育刷新委員会審議

(社会教育・文化問題)における文部省の関わり方、青少年不良化防止問題への姿勢と複雑に関係し合っていた。この間、新憲法に定める思想・表現の自由との兼ね合い、教育刷新委員会の意見とのせめぎ合いのなかで、文部省の社会教育・文化方面への統制を押し止める力が絶えず働いていたのである。このような傾向は、49年の青少年問題対策協議会設置以降、50年代前半に至るまで基本的に大きく変化しなかったとみてよい。

戦後初期の文部省を中心とした青少年社会教育・文化に関する取り組みは、その当初から青少年の犯罪や不良化をなくするための政策意図と無縁ではなかった。にもかかわらず、政府の「青少年問題」対策の登場以前も以後も、青少年の犯罪統制・文化統制において文部省が一貫して有力な存在たりえなかったことがみえてくるのである。

以上の政策の流れを踏まえて、敗戦後特有の青少年の意識と行動、あるいはさまざまな生活状況に置かれた青少年が固有に抱える問題が「青少年問題」としてどのように捉えられ、またどのように対処されたのかに迫れるよう、今後も検討を進めていきたい。

註

¹ 「青少年問題」は多義的ではあるが、本稿では、1950年前後からいわゆる青少年対策を推進する側によって用いられ、青少年の「犯罪」「不良化」などの逸脱問題に端を発して敗戦以後、社会問題化してきた事象を言い表すものとして、この語を理解しておきたい。
² この種の研究として、さしあたり敗戦後の戦争孤児・浮浪児に関する研究が挙げられる。
³ 先行研究には、従来のような文部省や GHQ/SCAP に焦点を当てた国家レベルにおける教育制度改革や教育政策の解明だけでは不十分であると、地方における教育政策や教育実態の展開を明らかにする必要性を指摘する研究もある(小山静子・菅井風展・山口和宏編『戦後公教育の成立—京都における中等教育—』世織書房、2005年)。これ自体は重要な指摘であ

る。ただし国家レベルの教育制度・政策史研究もあらゆる教育事象を対象としてカバーできているわけではなく、依然解明の余地は多くある。

⁴ 文部省『学制百年史』(帝国地方行政学会、1972年)第2編第1章第8節「社会教育」、碓井正久編『戦後日本の教育改革 10 社会教育』(東京大学出版会、1971年)第3章第2節-4「青少年対策の進行」、国立教育研究所編集・発行『日本近代教育百年史』第8巻、社会教育2(1974年)第2編第4章第1節および第5章第1・4節、奥田泰弘「青少年対策」(吉田昇編『講座・現代社会教育VII 学校外教育』亜紀書房、1979年所収)など。

⁵ 重松一義『少年懲戒教育史』(第一法規出版、1976年)、守屋克彦『少年の非行と教育』(勁草書房、1977年)、財団法人矯正協会編集・発行『少年矯正の近代的展開』(1984年)、桧山四郎『戦後少年犯罪史 増補版』(酒井書店、1988年)、森田明『少年法の歴史的展開—(鬼面仏心)の法構造—』(信山社出版、2005年)など。

⁶ 前掲註4『日本近代教育百年史』第8巻、603頁。

⁷ 前掲註4『戦後日本の教育改革 10 社会教育』第3章第2節-4「青少年対策の進行」。

⁸ 同上、148頁。

⁹ 『文部時報』第835号(1946年12月)28-29頁収録。

¹⁰ 文部次官通牒が出される前後、政府の治安関係懇談会は「**秘**不良徒輩等の一斉取締に就て」を決定、1946年9月15日から25日まで「不良徒輩」の全国的な一斉取締りが実施された(「治安関係懇談会記録 内閣官房総務課長」国立公文書館所蔵、2A・4・資304)。

¹¹ 前掲註9『文部時報』第835号、29-31頁収録。

¹² 吉田久一『改訂増補版 現代社会事業史研究』(『吉田久一著作集』第3巻)川島書店、1990年、205頁参照。

¹³ 前田偉男「青少年教護分科審議会」『文部時報』第877号(1950年10月)。

¹⁴ 文部省「社会教育局関係委員会等規程並びに職員名簿」(1947年11月14日)、「昭和22年10月～昭和23年7月 教育刷新委員会特別委員会等配付資料」第2/3冊(国立公文書館所蔵、3D・12・1355)所収。

¹⁵ 同上「社会教育局関係委員会等規程並びに職員名簿」中の「青少年教護委員会委員」より作成。現職等から判断して、青少年教護委員会が設置された1947年5月現在の委員名簿と推測される。

¹⁶ 内村祐之の足跡については、内村祐之『鑑三・野球・

精神医学』日本経済新聞社、1973年参照。

¹⁷ 建議の年月日は、文部省青少年教護分科審議会編『青少年の教護について』（文部省、1950年）収録の「浮浪児対策に関する建議」の前文参照。実際に提出された建議内容は現時点では未確認である。ただし1947年7月22日段階の建議案は、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第9巻（岩波書店、1997年）238-239頁に収録されている。

¹⁸ 建議の年月日は、「浮浪児対策に関する建議」の前文参照。建議内容は前掲註17『青少年の教護について』9-27頁収録。

¹⁹ 建議の年月日は、文部省社会教育局編『社会教育10年の歩み—社会教育法施行10周年記念—』文部省、1959年、311頁参照。建議内容は、前掲註17『青少年の教護について』28-31頁収録。

²⁰ 前掲註10「治安関係懇談会記録 内閣官房総務課長」。

²¹ 「カストリ雑誌」の社会的背景は、斉藤夜居『続・カストリ雑誌考』此見亭書屋、1965年参照。

²² 以下、本文における司法保護事業法改正の経緯については、司法保護法改正草案の立案・修正および犯罪者予防更生法の文案作成に携わり、CIS公安課との折衝にあたった大坪興一の遺稿集『更生保護の生成』（財団法人日本更生保護協会、1996年）第5章「司法保護事業法改正草案」および第6章「GHQから来た最初の修正意見書」を参照。

²³ GHQのCIS公安課による司法保護事業法改正草案に対する修正意見（英文タイプ）のうち第14条までは、前掲註22『更生保護の生成』第6章（未完）に収録されている。大坪個人で所有していた原本がもたになっており、本稿ではこれを参考にした。

²⁴ このようなCIS公安課の案は、同課の行刑部の長であったルイス（Burdett G Lewis）の意見が強く影響していたと考えられる。大坪興一「犯罪者予防更生法成立事情回顧」『更生保護と犯罪予防』第85号（1987年6月）参照。

²⁵ 第7特別委員会の第23回、第26～30回議事速記録による。第7特別委員会の議事速記録は、前掲註17『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第9巻を典拠とした。以下、本書からの引用・参照箇所は次のように略記する。たとえば、第7特別委員会「第26回議事速記録」202-203頁は「特7-26：202-203」と本文中の丸カッコ内に表記することとする。

²⁶ 『文部省職員録』によれば、少なくとも1953年11月現在まで前田が社会教育局社会教育課に勤務していたことが確認できる。

²⁷ 第7特別委員会の第27～29回会議出席の文部省係官は、『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』では「氏名、官職名等不記」とあり人物は特定できないものの、青少年犯罪・不良化に関する情報に精通していることからして、第26回会議に引き続き前田偉男の可能性はある。

²⁸ 総会の議事速記録は、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第4巻（岩波書店、1996年）を典拠とした。以下、本書からの引用・参照箇所は次のように略記する。たとえば、「第75回総会議事速記録」217-218頁は「総75：217-218」と本文中の丸カッコ内に表記することとする。

²⁹ 「公文類聚」第七十三編、昭和二十三年、巻百四十四、未否決未提出廃案四・法務庁・文部省・厚生省（国立公文書館所蔵、2A・28-2・類3308）所収。

³⁰ 「公文類聚」第七十三編、昭和二十三年、巻百十六、法務三・刑事二・行政訴訟特例法（国立公文書館所蔵、2A・28-2・類3280）所収。

³¹ 「第21回議事速記録」、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第10巻（岩波書店、1998年）485-487頁。以下、本書からの引用・参照箇所は次のように略記する。たとえば、第11特別委員会「第21回議事速記録」485頁は「特11-21：485」と本文中の丸カッコ内に表記することとする。

³² 「公文類聚」第七十三編、昭和二十三年、巻百二十三、学事全・教育刷新委員会委員長報告（国立公文書館所蔵、2A・28-2・類3287）所収。

³³ 両院の決議文は、「公文類聚」第七十四編、昭和二十四年、巻三、国会三・衆参議院・議決・決議（国立公文書館所蔵、2A・28-2・類3315）所収。

³⁴ 「公文類聚」第七十四編、昭和二十四年、巻十七、官規二・行政官庁通則二・内閣（国立公文書館所蔵、2A・28-2・類3329）所収。

³⁵ 「公文類聚」第七十四編、昭和二十四年、巻四十、社会一・保護救護・予防更生・労働一（国立公文書館所蔵、2A・28-2・類3352）所収。

³⁶ 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第27巻、大日本雄弁会講談社、1958年、483-490頁収録。

³⁷ 青少年教護委員会は、1949年7月に青少年教育審議会の青少年教護分科会へ（「青少年教育審議会令」

第6条)、50年4月に社会教育審議会の青少年教護分科審議会へと改組された(「社会教育審議会令」第6条)。

³⁸ 前掲註36、456-459頁収録。

³⁹ 同上、501-502頁収録。

⁴⁰ 『社会教育』第5巻第2号(1950年2月)。

※本稿は、平成20年度学長戦略経費(若手育成)による研究成果の一部である。